

- ・最新の国立社会保障・人口問題研究所の将来人口見通しのデータに時点更新
- ・人口ビジョンの目標設定に係る要因について時点更新

## 7. 計画を実現するための施策の方針

### 7.1 誘導施策の基本的な考え方

国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口見通し（平成 30 年 12 月推計）では、2020 年の 9 万 2 千人、2025 年の 9 万 4 千人をピークに減少に転じ、2060 年には 7 万 7 千人、8 万人まで落ち込むと推計されています。現在、本市の総人口は国立社会保障・人口問題研究所が示す 2025 年の推計値を上回る状況となっており、今後しばらくの間、微増傾向が続くと予想されます。

一方で、本市の様々な政策効果や社会情勢の変化から策定した「大村市人口ビジョン」（平成 27 年 12 月策定）では、2025 年に 10 万人を目指し、2060 年には 9 万 8 千人を維持する目標を掲げています。

その要因として、平成 34 年度の九州新幹線西九州ルートの開業、令和 4 年秋の西九州新幹線の開業に伴う新大村駅周辺整備をはじめ、大村車両基地駅周辺の整備や新工業団地の造成など、都市構造に大きな影響を与える大規模なプロジェクトが進んでおり、地域資源を活かしたまちづくりの推進等により、一定の人口流入や開発行為が見込まれます。

以上のことから、目指すべき将来都市像を実現するため、都市機能誘導区域及び居住誘導区域と連動した誘導施策を検討していきます。

- ・都市の骨格構造の位置づけを受けた見直し
- ・新たな関連計画に関する記載を追加

#### ●都市機能誘導区域における都市機能の維持・増進

都市拠点をはじめ、地域拠点、地区拠点及び政策拠点など、それぞれの拠点の役割に応じた都市機能の維持・増進を図るため、都市機能誘導区域を設定し、効率的で利便性の高い都市構造の形成を図ります。

#### ●居住誘導区域における人口密度の維持

用途地域が指定された地域のうち、民間及び公共投資、その他の行政運営などを効率的に行うため、一定の人口密度を維持する居住誘導区域を設定し、公共交通の利便性の向上を図るとともに、歩行空間、自転車通行空間、その他公共空地の整備に努め、快適で利便性の高い住環境の創出を図ります。

#### ●公共交通ネットワークの充実

大村市地域公共交通網形成計画、大村市地域公共交通再編実施計画との整合を図り、都市機能が集積する拠点までの公共交通を確保するため、都市拠点をはじめ、公益拠点、地域拠点及び地区拠点を結ぶ基幹公共交通のネットワーク強化を図るとともに、日常生活を支えるバス路線公共交通網の再編、居住地域から各拠点とを結ぶコミュニティ交通の導入を図ります。

#### ●地域コミュニティの維持、活性化

本市の魅力の一つである自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努め、既存集落（生活拠点）の維持を図るとともに、地域住民と町内会などの地域団体等が協力・連携し、様々な地域活動に取り組めるよう支援を行うとともに、住み慣れた地域で生活を続けられるよう、安全で安心して暮らせる地域づくり及び地域コミュニティの維持、活性化を図ります。

上記の 4 つの視点を軸とした取り組みを進めることで、本市が目指す「コンパクトシティ・プラスネット・ワーク」のまちづくりを実現し、人口密度の維持に努め、税収の減少や地価の下落を抑制し、効率的で持続可能な市街地の形成を図ります。

また、誘導施策については、今後の社会情勢や目標値の達成状況に応じて、新たな施策の追加や既存施策の更新などについて「大村市立地適正化推進協議会」と連携しながら検討していきます。

## 7.2 誘導施策の方針

立地適正化計画の実現には、都市、医療、社会福祉、教育文化、経済、環境、農業など幅広い分野が同じ将来像に向かって取り組む必要があります。そのため、市内の横断的な連携はもとより、「大村市立地適正化推進協議会」において学識経験者や民間事業者などの意見を聞きながら、都市機能及び人口密度を維持、誘導するための施策を検討していきます。

施策については、人口動向を考慮しながら、目標の達成状況に応じて以下の施策を検討します。

### 7.2.1 都市機能誘導区域における都市機能の維持・増進に関する施策

#### ①新幹線関連施設の活用

##### 新大村駅周辺地区

- ・事業の進捗に合わせて都市機能の維持・増進に関する記載を更新
- ・都市の骨格構造の位置づけを受け、都市拠点における都市機能の維持・増進に関する方針を見直し

・九州新幹線西九州ルート西九州新幹線の開通に伴う新大村駅の周辺は、本市の玄関口にふさわしい魅力ある駅前空間として、社会基盤の整備や都市機能の誘導を図るとともに、空港や高速インターチェンジなどの高速交通との連携を強化し、企業誘致を牽引する場として、また、多様なライフスタイルを実現できる場として、ビジネス、住居、商業、教育、交通など多様な都市機能を有する新たな都市拠点として拠点形成を図ります。

#### 都市再生整備計画新大村駅周辺地区（第2期）

面積：33.8ha 計画期間：令和3年度～令和7年度

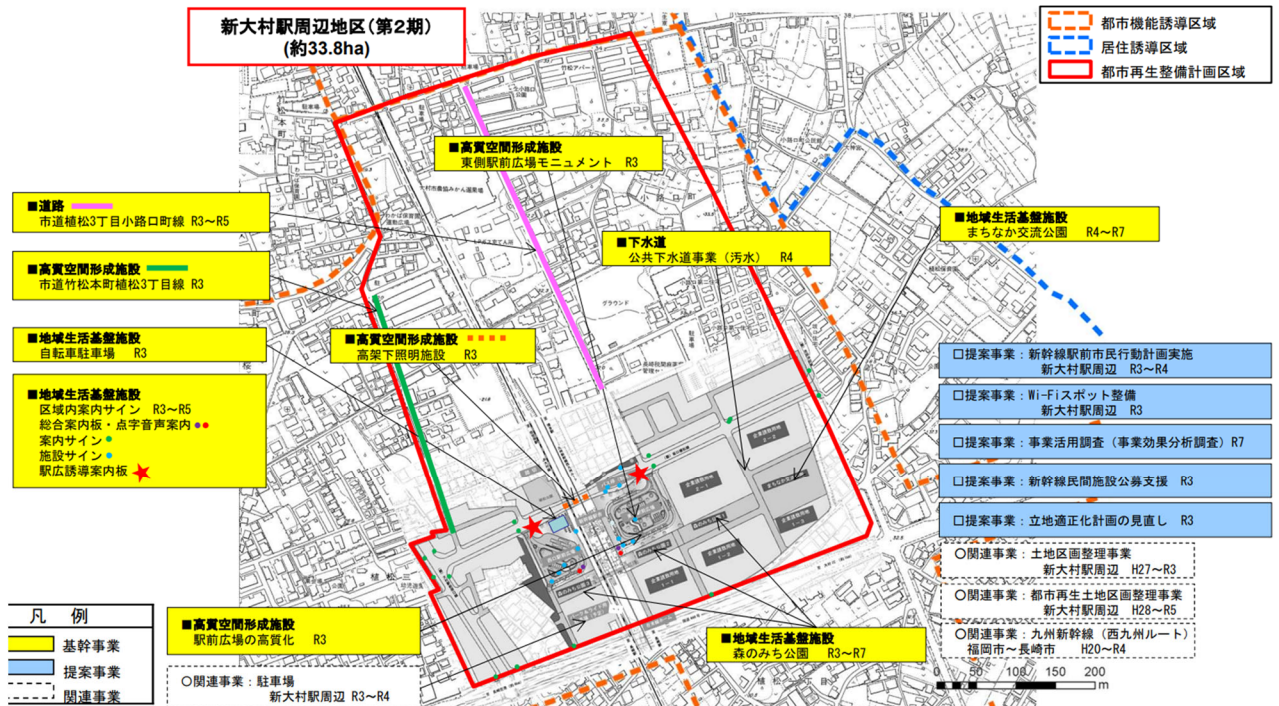
**大目標：**世界へ、そして未来につながる・緑と歴史の大舞台新大村

**目標1：**花と緑に囲まれた駅づくり・拠点づくり

**目標2：**若者が集い・躍動感のある拠点づくり

**目標3：**便利で魅力的な新しい拠点づくり

（整備方針概要図当初）



### 車両基地駅周辺地区

- ・新幹線車両基地の建設をはじめ、**在来線新駅大村車両基地駅**の設置や都市計画道路の整備が進められており、**市北部の生活を支える**新たな地域拠点としての拠点形成を図るため、駅周辺における**住居、商業、教育、福祉**などの都市機能の誘導を推進します。

## ②高次都市機能の集積の活用

### 中心市街地の活性化大村駅周辺地区

- ・中心市街地の活性化に向けた取組みを推進し、**賑わいや交流、文化発信の中心地**として、**歴史や文化、商店街等の既存ストックを活かし、ビジネス、住居、商業、教育、交通医療、教育文化、社会福祉、商業**などの多様な都市機能と市民交流を促進する施設の立地を維持、誘導し、活力や賑わいの創出を図ります。

### 公益拠点の機能向上市民病院周辺地区

- ・~~既存の公共公益施設の集積を維持するとともに、新たな公益施設の誘導を図り、広域的な拠点として、市民をはじめ、県央地域住民の日常生活に寄与します。~~
- ・**市民病院、消防署、警察署**など既存施設の集積と、**良好な交通環境を活かし、医療面や防災面**をはじめ市民の暮らしを支える場として、都市機能の維持・向上を図ります。

### 医療センター周辺地区

- ・**市南部の生活を支える**新たな地域拠点としての拠点形成を図るため、**既存の長崎医療センターや活水女子大学**を活かし、**医療機能**をはじめとした都市機能の誘導を推進します。

## ③都市機能の施設整備

- ・都市再構築戦略事業**都市構造再編集中支援事業**等の活用により、都市機能誘導区域内へ**商業施設、福祉施設、子育て施設**等の生活利便施設及び高次都市機能施設を維持・増進します。

## ④都市計画制度の活用

- ・地区計画等の活用により都市機能誘導区域内の都市機能を維持・増進します。
- ・都市機能誘導区域内で民間の都市機能増進施設を誘導するにあたり、必要に応じて用途地域の変更や容積緩和を図るなど、特定用途誘導地区の指定等について検討を行います。

## ⑤公的不動産の活用

- ・市が所有する公共施設の集約等による施設跡地や未利用地を活用し、都市機能の維持・増進を図ります。

## ⑥特定用途制限地域の検討

- ・都市計画区域内の既存の集落を除く用途指定のない地域（白地地域）において、誘導区域内への都市機能の立地促進を図るため、特定用途制限地域の指定による商業施設等の建築制限を検討します。

・「特定用途制限地域の指定」を検討するとしていたが、指定がなく、今後も指定を検討する可能性が低いと削除。

## ⑦空き家等の利用されていない土地の活用

- ・空き家については再利用に向けた取り組みを、空き地等の利用されていない土地については都市機能の立地の可能性を検討します。

・既存の届出制度に関する記載を法律や立地適正化計画策定の手引きに合わせ、一部表現を見直し  
・新たな届出制度『都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に関する届出』について追記

## ⑧届出制度の活用

- ・都市機能誘導区域外に立地する誘導施設における誘導施設の立地や、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止については、都市再生特別措置法第108条に基づき届出が必要となるため、できる限り早期の情報収集と届出を活用した都市機能誘導区域内への立地促進を図ります。

## ⑨公共施設の立地促進

- ・公共施設の再編等にあたっては、公共施設の用途に応じて、都市機能誘導区域及び居住誘導区域への立地を念頭に検討します。

## ⑩介護保険事業者選定審査の見直し

- ・介護保険の地域密着型サービス事業者が都市機能誘導区域内に立地する場合の事業者候補者の選定審査において、立地適正化計画に配慮した加点項目を検討します。

## ⑪関係団体等との連携

- ・都市機能誘導区域内の都市機能を維持、増進するため、学識経験者、事業者、関係団体、行政との連携ネットワークの強化を検討します。

## ⑫都市機能の施設整備に対する支援

- ・都市機能誘導区域内に民間の誘導施設を移転、新設する場合には、都市機能立地支援事業等の活用により、施設整備費等の一部支援について検討します。支援にあたっては、拠点ごとの誘導施設を対象とするものとしますが、支援を行う適用基準等を十分に検討した上で、支援制度の活用を図ります。
- ・都市機能誘導区域内の誘導施設が更新または合築、複合化する場合、都市機能立地支援事業等の活用により、施設整備費等の一部支援について検討します。
- ・その他の支援制度については、今後検討を進め、支援内容の充実を図ります。



## 7.2.2 居住誘導区域における人口密度の維持に関する施策

### ①良好な居住空間の確保

- ・歩行環境や自転車走行環境の向上をはじめ、公共交通へのアクセスの向上を図るための道路整備を推進します。
- ・「大村市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園の維持、更新を進めながら、幅広い世代にとって快適な居住環境の創出を図ります。

### ②市営住宅の維持、更新

- ・「大村市営住宅長寿命化計画」等に基づき、市営住宅の維持、更新を進めるにあたり、居住誘導区域外の施設については区域内への再配置を検討するとともに、地域コミュニティの維持、活性化に寄与するよう努めます。

### ③空き家等の利用されていない土地を活用した居住促進の検討

- ・居住誘導区域内の空き地、空き家などについては、居住に向けた再利用の方法について検討を行います。

### ④届出制度の活用

- ・居住誘導区域外に一定規模以上の住宅を建築する場合は、都市再生特別措置法第 88 条に基づき届出が必要となるため、届出を活用した居住誘導区域内への立地促進を図ります。

### ⑤税制面の措置

- ・「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空き家等に係る土地については、住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の特例の対象外となることから、特定空き家等に係る必要な取組を推進します。

### ⑥民間団体等との連携

- ・居住誘導区域内への誘導については、不動産業界、住宅業界等との連携を図り、土地売買取引情報の把握や空き家等の解消に向けた連携ネットワークの強化を検討します。

### ⑦定住に対する支援

- ・居住誘導区域内への定住を促進するため、居住誘導区域外で住宅開発や共同住宅の建築などを予定される場合に、誘導区域内での立地が優位になるような支援制度の充実に努めるため、今後支援内容の検討を行います。

## 7.2.3 地域コミュニティの維持、活性化に関する施策

### ①地域コミュニティの活動の支援

- ・町内会など地域団体への支援により、地域コミュニティの維持を図ります。
- ・既存の出張所や公民館の維持、更新を図り、地域の相談窓口、地域情報収集、行政情報発信をはじめ、地域コミュニティ活動の支援を行います。

## ②安全で安心して暮らせる地域コミュニティの創出

- ・市民が住み慣れた地域や望んだ場所で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- ・多様な世代の交流を促進し、地域が一体となって子育て、防犯、介護などに取り組むことができる環境づくりを推進します。

### 7.2.4 その他の施策

#### ①移住・定住促進の支援

- ・PR イベントや様々な媒体を通じた情報発信などのシティプロモーション活動により、交流人口及び関係人口の増加を図るとともに、地域コミュニティの活性化や移住促進を図ります。
- ・UIJ ターン希望者のための相談窓口を設置するなど、市域への移住を支援するとともに、企業誘致や雇用の促進など、定住促進を図る施策に取り組みます。

#### ②高速交通結節機能の向上

- ・空港、高速インターチェンジ、新幹線の高速交通結節機能を向上させ、高速交通ネットワークの構築による交流人口の増加を図るとともに、市内公共交通網との連携を強化し、交流人口の流動を促進します。

#### ③自転車利用環境の向上

- ・居住誘導区域内においては、歩行者と自転車が共存でき、良好な居住環境の形成に資する交通環境の整備を推進し、駅や主要なバス停などの交通結節点や公共施設等における駐輪場の整備を図ります。

## 7.2.5 公共交通ネットワークの充実

・新たに策定された地域公共交通再編実施計画に関する記載を見直し

### ①公共交通の方針

本市が目指す「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を実現するため、立地適正化計画による将来都市構造の結果を受け、平成 30 年頃を目途に拠点間連携を行うための交通体系の見直しを行い、平成 31 年度に再編実施計画の策定を目指します。「大村市地域公共交通再編実施計画」等に基づき、拠点間連携を行うための公共交通体系の構築を推進します。

### ■大村市の将来の姿と方向性

#### 都市軸を骨格として主要な拠点を結び、まとまりある市街地の形成 ～コンパクトな多核連携都市の形成促進～

- ▶ 平成34年の九州新幹線西九州ルートの開業によって、大村市の都市構造が大きく変化することが予想される。
- ▶ 新幹線開業の前には、市民病院の建替え、県立・大村市立一体型図書館の開館といった公共施設系のまちづくりが進み、さらに木場スマートICの供用開始、都市計画道路池田沖田線の整備といったインフラ整備も行われる計画である。
- ▶ 新大村駅周辺ゾーンの整備では、東西両側に駅前広場の整備が計画され、東側駅前広場は広域的玄関口として交通結節機能を有する。
- ▶ 都市機能としては、業務施設を中心として情報発信・交流施設、都市型住宅の導入が予定されている。
- ▶ 立地適正化計画では、大村中央地区（新大村駅）、大村南部地区（大村駅）、西大村地区（市民病院）、大村北部地区（車両基地駅）の4つの中心拠点で都市機能の誘導を目指している。
- ▶ 都市計画道路池田沖田線の整備により大村市の環状道路が構築されることにより、都市内交通にも変化が予想される。

### ■公共交通の方針

#### 都市軸を骨格として主要な拠点を結ぶ「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりにより、 利便性が高い公共交通ネットワークを構築する

- 公共交通体系および道路網により拠点が連携した、コンパクトな都市づくりを推進する。
- 都市交通の基軸は、長崎空港⇄新大村駅⇄大村ICを結ぶ高速交通とともに、立地適正化計画で検討を進めている大村中央地区を中心とした4つの拠点と市役所等の生活拠点の連絡を併せて構築し、幹線バスとして利便性に優れた都心部の公共交通軸の確立をめざす。
- 通勤通学等の目的で都心部から離れた地域から地域拠点への移動を支える支線バスや交通空白地における高齢者等の通院、買い物等日常生活に必要な移動を支えるコミュニティバスなどをJR駅や中心拠点で幹線バスとネットワーク化し、本市がめざす「多核連携型コンパクトシティ」を支えるバスネットワークの構築をめざす。

大村市地域公共交通網形成計画（平成28年3月）から引用

## ■地域公共交通ネットワーク再編方針

### 方針1：市街地を運行する路線バスの運行間隔の短縮

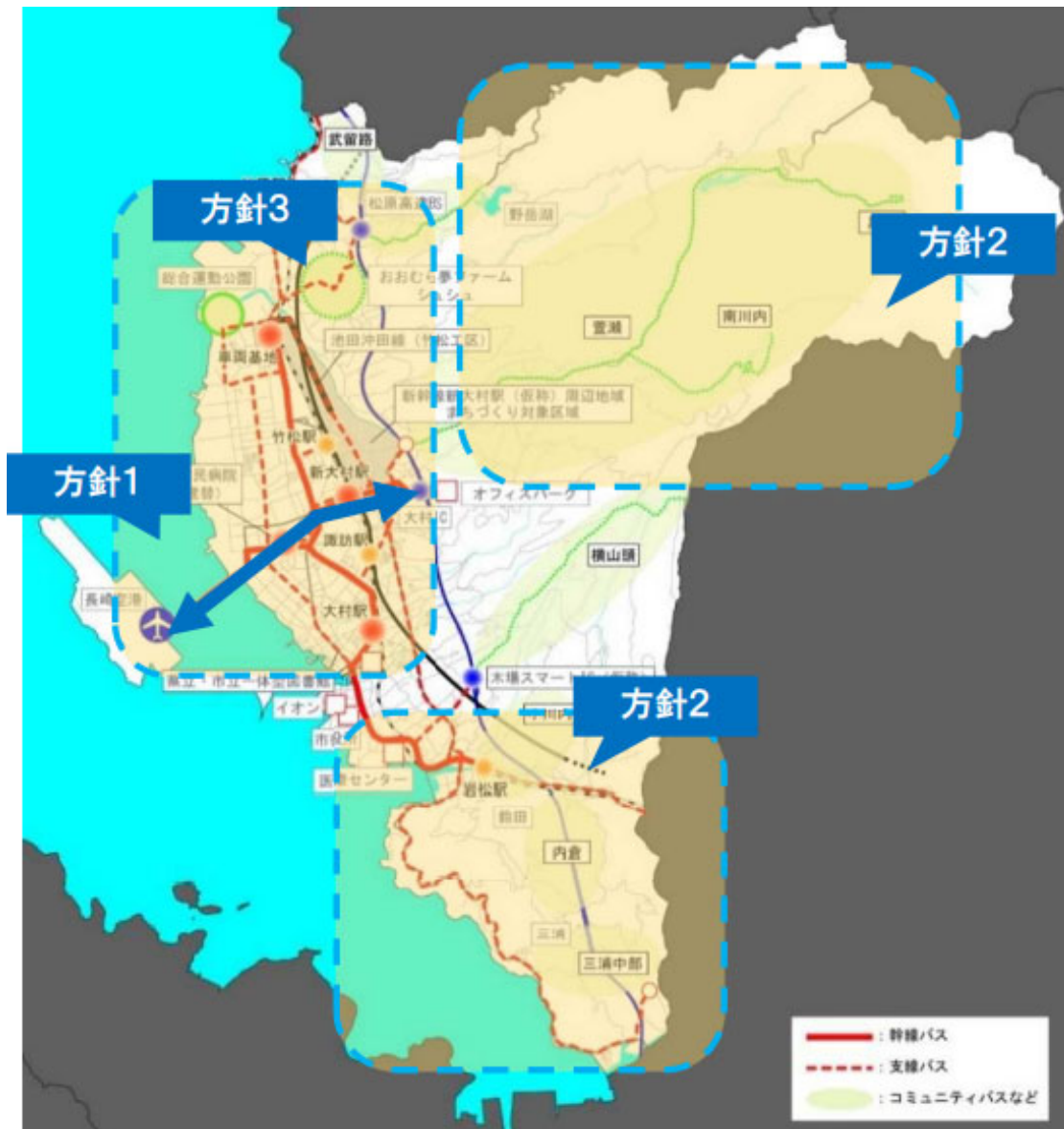
- ・昼間帯における市街の幹線バスを概ね 30 分間隔で運行する。
- ・平日の朝夕の時間帯は、通勤通学の利用者を考慮し、現状の運行を維持する。

### 方針2：郊外の移動手段の見直しによる利便性向上

- ・郊外の路線については、昼間の時間帯に集落付近を通るデマンド型乗合タクシーを導入し、運行経路を見直す。
- ・郊外路線区間で利用の少ない、昼間の時間帯のバスを利用の多い幹線バス区間に投入する。

### 方針3：新幹線開業に合わせたバス路線新設及び既存路線の見直し

- ・九州新幹線西九州ルート開業にあわせ、新大村駅（仮称）と車両基地（仮称）を新たな拠点とした買い物や通院など市北部住民の生活を考慮したバス路線を新設する。
- ・長崎空港、新幹線駅（新大村駅（仮称））、高速バス（大村IC）の高速交通の拠点を結び、大村市を中心として長崎県内への移動を可能とする公共交通体系を構築する。
- ・新幹線新駅の近隣を通る既存路線については、新駅へ乗り入れを検討する。



大村市地域公共交通再編実施計画（令和2年3月）から引用



- ・既存の届出制度に関する記載を法律や立地適正化計画策定の手引きに合わせ、一部表現を見直し
- ・新たな届出制度『都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に関する届出』について追記

## 7.3 届出制度の運用

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールするため、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備や立地、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の建築等を行う際には、都市再生特別措置法に基づき届出が必要となります。

### 7.3.1 都市機能誘導区域外での誘導施設の建築等の届出等

都市機能誘導区域外の区域において、誘導施設の整備を対象に以下の行為を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条第31項)

届出の対象となる行為は、以下のとおりです。

#### 【開発行為】

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

#### 【建築等行為】

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。(都市再生特別措置法第108条第3項)

市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。(都市再生特別措置法第108条第4項)

### 7.3.2 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出等

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、休止又は廃止しようとする日の30日前までに、市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条の2第1項)

市長は、休廃止の届出があった場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができます。(都市再生特別措置法第108条の2第2項)

### 7.3.3 居住誘導区域外での建築等の届出等

~~都市機能誘導区域外の区域において、誘導施設の整備を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第 108 条第 3 項)~~

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、その行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第 88 条第 1 項)

届出の対象となる行為は、次頁以下のとおりです。

#### 【開発行為】

- ・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの

#### 【建築等行為】

- ・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合



市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。(都市再生特別措置法第 88 条第 3 項)

市長は、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。(都市再生特別措置法第 88 条第 4 項)

### 7.3.4 宅地建物取引に関する事項

宅地建物取引業者が宅地建物取引主任者をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならない法令上の制限として、居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外における建築等の届出義務等が追加されています。(宅地建物取引業法第 35 条第 1 項第 2 号)

宅地建物取引において、宅地建物取引主任者は、取引の相手方に対し、居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外における建築等の届出義務を説明しなければなりません。（宅地建物取引の重要事項説明の項目に建築等の届出に関する事項を追加）

・課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）に対応するよう目標値を設定

## 7.4 目標値の設定

本計画では、立地適正化計画を導入することによる効果を検証するための目標値の設定を行います。目標値については、評価を客観的かつ定量的に提示する観点から、本計画の目標を具体化し、以下のように設定します。

・居住誘導区域の見直し案と、平成 27 年国勢調査の人口データに基づき、居住誘導区域内人口密度の目標値を見直し

### 目標 1 安心して住み続けられる良好な住環境の形成

立地適正化計画では、人口密度の維持を最大の目標としているため、居住誘導区域内の人口密度●人/ha を 20 年後も維持することを目標とします。

指標	基準値 【平成 27 年度】	目標値 【令和 22 年度】
居住誘導区域内人口密度（人/ha） ※区域は現行のままの時 （居住誘導区域面積：1588.3ha）	41	41
居住誘導区域内人口密度（人/ha） ※区域を追加した時 （居住誘導区域面積：1694.7ha）	40	40

※（ ）内は居住誘導区域を追加した時の値。

#### 目標値の考え方

人口問題研究所の本市の将来人口予測では、居住誘導区域内の平成 17 時の人口は 66,537（現況 H22：66,759 人）と予測されているため、目標である 42 人/ha を達成するためには居住誘導区域内に 663 人の人口誘導を果たす必要があり、都市機能及び居住の誘導によって人口密度の維持を図ります。

平成 27 年国勢調査 100m メッシュデータによると、平成 27 年時の居住誘導区域の人口及び人口密度を算出すると、65,281 人、41.1 人/ha（67,278 人、39.7 人/ha）となります。

そこで、本計画では、平成 27 年時の居住誘導区域の人口密度を今後も維持することを目指し、41 人/ha（40 人/ha）を目標値として設定します。

なお、平成 27 年国勢調査 100m メッシュデータを基に、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計に用いられるパラメータ『純移動率』『出生率（子ども女性比）』『生存率』『出生性比』を用いて、令和 22 年時の将来人口を推計すると、令和 22 年時の居住誘導区域内の人口及び人口密度は、62,934 人、39.6 人/ha（64,921 人、38.3 人/ha）と予測されます。

そのため、目標値 41 人/ha（40 人/ha）を達成するためには居住誘導区域内に 2,185 人（2,869 人）の人口誘導を果たす必要があり、都市機能及び居住の誘導によって人口密度の維持を図ります。

※居住誘導区域内の人口・人口密度の算出にあたっては、地域の人口分布の特徴をより考慮するため、100m メッシュデータに平均置換処理を施した上で算出。

## 目標2 多様な交流や活動、賑わいを生み出す都市環境の形成

居住誘導区域内の人口密度を維持するためには、都市機能誘導区域内の生活利便施設を維持・増進し、生活利便を確保することが必要です。

居住者の生活利便性を維持・向上していくためには、都市機能誘導区域内の生活利便施設を維持・増進していくことが必要です。

このため、都市機能誘導区域内に必要とされる生活利便施設数を以下のとおり設定し、平成47年令和22年度までに立地を維持、誘導することを目標とします。

指標		基準値 【令和3年度】	目標値 【令和22年度】
スーパーマーケット		13	基準値以上
コンビニエンスストア・商店		18	
医療施設	一般病院（内科系）	4	
	一般診療所（内科系）	29	
高齢者施設（通所系）		24	
障害者福祉施設（通所系）		29	
子育て施設	幼稚園・保育園・認定こども園・認可外保育施設・地域型保育施設・企業主導型保育事業	20	
	放課後児童クラブ	22	
金融機関		16	
総数		175	

### 目標値の考え方

居住者の生活利便性を維持・向上していくため、都市機能誘導区域内の生活利便施設数については、基準値以上の施設数を維持・誘導するものとします。



### 目標3 まちなか～郊外までを繋ぐ公共交通ネットワークの構築

高速交通及び各種拠点間、郊外へのネットワーク形成を担う公共交通の持続性を確保するためには、一定の利用者を維持していく必要があります。

このため、路線バス等の利用者数を以下のとおり設定し、今後も引き続き利用を維持していくことを目標とします。

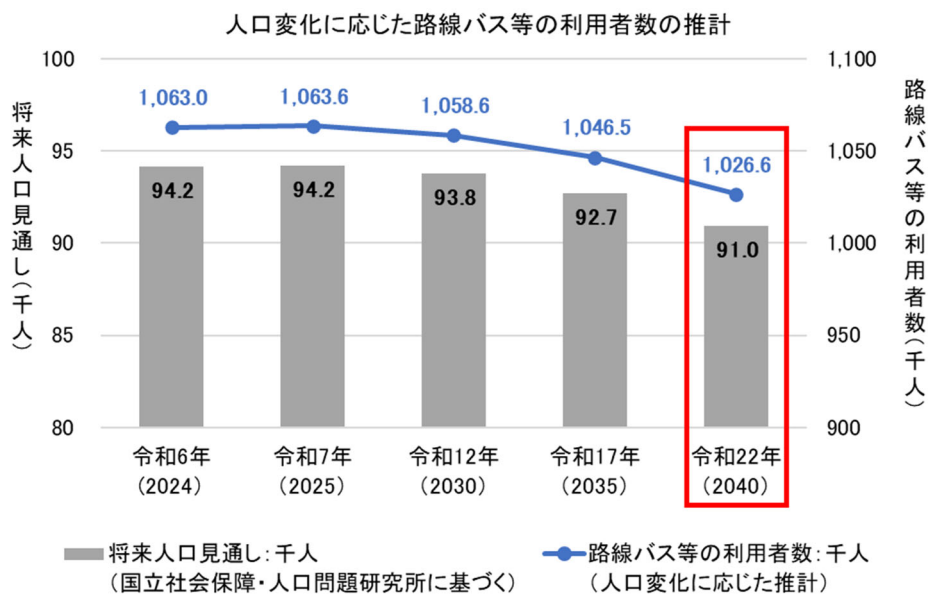
・公共交通ネットワークの構築に関する目標値を、地域公共交通再編実施計画を踏まえ新たに設定

指標	基準値 【令和元年度】	目標値 【令和22年度】
路線バス等の利用者数（千人/年）	988	1,026

#### 目標値の考え方

大村市地域公共交通再編実施計画では、再編事業の実施により、令和6年度の「路線バス等の利用者数」の目標値を1,063千人/年と設定しています。

本計画では、今後も引き続き、路線バス等の公共交通の利用を維持していくことを目標として、令和6年度の目標値をベースに、その後の人口変化を加味した上で、令和22年の目標値を以下のとおり設定します。



	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
① 路線バス等の利用者数: 千人 (人口変化に応じた推計)	1,063.0	1,063.6	1,058.6	1,046.5	1,026.6
② 将来人口見通し: 千人 (国立社会保障・人口問題研究所に基づく)	94.2	94.2	93.8	92.7	91.0
③ 人口変化率 (令和6年の人口を1とした時)	1.000	1.001	0.996	0.985	0.966
①÷② 市民1人当たりの路線バス等の利用回数: 回/人	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3

## 目標4 市民・事業者等・行政が一体となった総合的な防災・減災対策の推進

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率 100%を早期に達成するとともに、新たに要配慮者利用施設の立地がみられる場合には、速やかに計画策定を促進し、作成率 100%を維持し続けることを目標とします。

指標	基準値 【令和3年3月末】	目標値 【令和22年度】
避難確保計画の作成率（%）	45.5	100

### 目標値の考え方

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律の各法では、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者に避難確保計画を作成することを義務づけています。

本市の避難確保計画の作成率（令和3年3月末時点）は下表に示すとおりであり、施設利用者の円滑で迅速な避難確保を図るため、令和22年度までに、本市の地域防災計画に定められた全ての要配慮者利用施設において避難確保計画の作成を目指します。

	基準値 (令和3年3月末)
A: 市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数	77
B: 避難確保計画を作成している要配慮者利用施設数	35
避難確保計画の作成率(B÷A)(%)	45.5

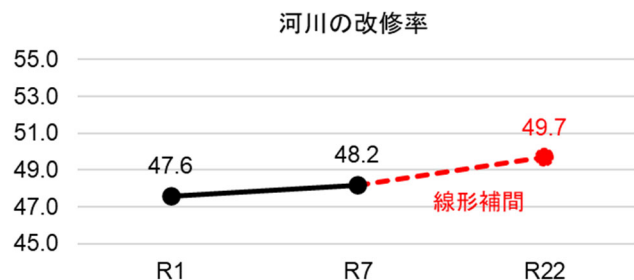
洪水による堤防の決壊や溢水等の災害防止のため、令和22年度までに準用河川及びよし川の河川の改修率を49.7%にすることを目標とします。

指標	基準値 【令和元年度】	目標値 【令和22年度】
河川の改修率（準用河川＋よし川）（%）	47.6	49.7

※準用河川：一級河川、二級河川以外の河川で、市民生活と密接な関係にある河川を市長が指定し、管理を行っている河川で、河川法の二級河川に関する規定（河川法施行令第56条に定められるものを除く。）が準用されます。

### 目標値の考え方

第5次大村市総合計画後期基本計画で設定されている「河川の改修率」の令和元年度の基準値と令和7年度における目標値を基に、線形補間により令和22年度の推計値を算出し、本計画の目標値として設定します。



## 7.5 立地適正化計画の見直し

立地適正化計画における国の指針では、公表から概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の進捗状況を把握し、社会情勢の変化や計画内容に関する調査・分析によって再評価を行い、本計画の妥当性を検討することが望ましいとしています。

本市では、今後5年ごとに立地適正化計画の内容について評価を行い、目標の達成状況や施策の実施状況等の把握に努め、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

見直しについては、「大村市立地適正化推進協議会」などの意見を踏まえ、検討を行うこととします。

